

報告第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

平成29年5月17日提出

**平成29年5月17日承認**

藤岡市長 新 井 利 明

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、藤岡市過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

藤岡市長 新 井 利 明

### 記

藤岡市過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

藤岡市過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例（平成17年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、情報通信技術利用事業」を「、農林水産物等販売業」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の藤岡市過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の規定は、平成29年度以後の年度分の市税（固定資産税）の課税の特例について適用し、平成28年度分までの市税（固定資産税）の課税の特例については、なお従前の例による。